第６回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会概要

○開催日時：平成２０年２月７日（木）　１７：３０～１７：５０
○場　　所：内閣総理大臣官邸２階小ホール
○出 席 者：構成員（政府側）町村内閣官房長官、岸田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、石破防衛大臣、高村外務大臣、額賀財務大臣、桜井環境副大臣（鴨下環境大臣代理）
（沖縄側）仲井眞沖縄県知事、島袋名護市長、東宜野座村長、儀武金武町長、上原国頭村長
その他（政府側）大野内閣官房副長官、岩城内閣官房副長官、二橋内閣官房副長官、坂内閣官房副長官補、増田防衛事務次官、東内閣府審議官

○議　　題：（１）　環境影響評価について
（２）　その他

○会 議 録：
（町村内閣官房長官）
只今から、第６回目の「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を開催いたします。
皆様、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。特に仲井眞県知事、島袋市長ほか関係町村長さん、どうもありがとうございます。遠路御参加いただきまして、どうもありがとうございます。
前回の協議会は１２月１２日ということでございましたが、今年初めてでございます。普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められますように、今年も引き続き、政府と関係自治体が緊密に意見交換をしまして、いい結論が得られますように協議を重ねて結論を得ていきたいと、こう思っております。大変雰囲気が良いのではないだろうかと私は思っておりますので、今日もまた、有意義な協議会となることを期待いたしております。
今日は、環境影響評価等につきまして御議論をいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、環境影響評価を議題といたします。
この件に関しましては、昨年１２月及び今年の１月に、方法書に対する県知事意見が示されたところでございます。この知事意見への対応等につきまして、こちらの方から発言がありますので、石破防衛大臣お願いいたします。

（石破防衛大臣）
環境影響評価に関しましては、沖縄県知事から、昨年１２月１２日の第５回の協議

会において、また、１２月２１日の飛行場の設置に係る方法書に対する知事意見（条例）及び本年１月２１日の公有水面の埋立に係る方法書に対する知事意見（法律）において、方法書に記載された内容が十分であるとは言い難いとの趣旨の御意見が示されました。

更に、１月２１日の知事意見におきましては、方法書の事業内容や調査手法等について、書き直しを求める旨の意見を頂戴いたしました。

防衛省といたしましては、知事意見を真摯に受け止め、事業内容や調査手法等をとりまとめ、一昨日、５日でございますが、それらにつきまして県に御報告をし、その内容を公表したところであり、引き続き、県を通じた審査会への報告などを行い、その結果を公表するなど、知事の御意見を踏まえた対応をとらせていただいているところでございます。

知事におかれても、普天間飛行場の移設・返還を円滑に進めますため、御協力方よろしくお願い申し上げる次第でございます。以上であります。

（町村内閣官房長官）

ありがとうございました。

それでは、今の石破防衛大臣の発言につきまして、仲井眞知事さんからどうぞ。

（仲井眞沖縄県知事）

申し上げます。環境影響評価につきましては、知事意見に対する防衛省から追加説明の報告を受け、現在調整を行っている最中でございます。

方法書の内容等につきましては、不十分なものでありましたが、防衛省が、知事意見を踏まえ、速やかに追加説明への対応をされたことは、評価いたしているところでございます。

県におきましても、普天間飛行場移設問題につきましては、最重要事項と位置付け、環境影響評価の手続には、可能な限り最優先でかつ全精力を傾けて対応しているところでございます。

アセス調査の許認可は、知事意見に対する防衛省の対応を踏まえまして、法令に基づき、適切に判断することといたしております。

また、アセス調査の実施に当たりましては、知事意見を踏まえますとともに、地元の意向を踏まえ、適切に実施していただきたいと考えております。

なお、このまま環境影響評価の手続が進んで行きましても、地元の意向が反映されない場合には、私どもは、やむを得ず、対応を、考えざるを得なくなるということも、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

（町村内閣官房長官）

どうもありがとうございます。続きまして、島袋名護市長さんそうぞ。

（島袋名護市長）

環境影響評価につきましては、沖縄県と調整を図るとともに、法令等に基づき、適

切に対応していきたいと考えております。
　私は、これまでも申し上げてまいりましたが、普天間飛行場の代替施設につきましては、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないよう、最大限の配慮を行うとともに、地元や関係機関、団体等の意向を踏まえ、適切に対応していただく必要があると考えております。
　代替施設の位置につきましては、安全性の向上や航空機騒音の軽減等、住民生活に著しい影響を与えないという観点から、可能な限り沖合に移動する必要があると考えております。
　代替施設の位置、規模など建設計画は、環境影響評価と深く関係するものであり、本協議会で十分協議していただきたいと考えております。以上でございます。

（町村内閣官房長官）
　どうもありがとうございました。
　環境影響評価に関しては、今の大臣の御発言、そして、知事さん、市長さんの御発言に尽きておるのかと思いますが、それぞれの御発言のとおり、それぞれ、また、しっかりと対応していっていただきたいと思いますが、この機会でございますから、また御発言を、その他発言をいただければと思いますが、知事さんどうぞ。

（仲井眞沖縄県知事）
　ありがとうございます。
　それでは、申し上げます。これまでの協議会におきましても申し上げておりますが、代替施設は可能な限り沖合へ移動していただきたいということと、そして、現在の普天間飛行場の危険性を早期に除去し、騒音の軽減を図るなどの３年目途の閉鎖状態の実現に向け、前向きに、かつ、確実に取り組んでいただきたいと思います。以上でございます。

（町村内閣官房長官）
　ありがとうございました。島袋市長さんどうぞ。

（島袋名護市長）
　その他といたしまして、名護市といたしましては、普天間飛行場の危険の解消に向けて、理解と協力の下、移設に向けた取り組みを進めているところであり、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく特定市町村及び再編交付金の対象となるものと認識をしており、措置を講じる必要があると考えております。以上です。

（町村内閣官房長官）
　ありがとうございます。次に、東宜野座村長さん。

（東宜野座村長）

宜野座村としましても、平成１８年４月７日の基本合意に基づき、本村の生活環境、自然環境に悪い影響を与えないよう、アセス調査をしていただきたいと思います。
また、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく特定周辺市町村及び再編交付金の対象として、上記基本合意により措置を講ずるべきものと認識しており、早期に御配慮をいただきたいと思います。

（町村内閣官房長官）
どうもありがとうございました。
それでは、今の御三方からの地元の発言を踏まえまして、政府側からまず、石破大臣、どうぞ。

（石破防衛大臣）
まず、沖合移動についてでございます。現在の政府案は、生活環境や自然環境、実行可能性を考慮し、地元の名護市、宜野座村からの御要請を踏まえ、２００６年５月に米側と合意したものでありまして、様々な観点から分析した上で、最も適切な形として決定したものでございます。
防衛省といたしましては、今後、環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集・評価の上、地元にも丁寧に御説明をし、それに対する地元の意見を真摯に受け止め、今後とも、誠意をもって協議をしてまいりたいと考えております。
また、普天間飛行場の危険性の除去についてでありますが、知事が普天間飛行場の危険性の早期除去を公約とされ、また、これまで協議会の場におきましても御発言になっておられますことは、よく承知いたしているところでございます。
私どもとしましては、昨年８月に普天間飛行場の危険性の除去に向けた取組策について発表させていただき、それら施策の着実な実施を図ってまいったところでございます。内容はもう御案内のことでございますので、割愛させていただきますが、今後とも知事の御意見を受け止め、一日でも早く移設を進めるべく最大限の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

（町村内閣官房長官）
再編交付金についても、どうぞ。

（石破防衛大臣）
それでは、再編交付金について申し上げます。再編交付金の交付は、地元市町村におきまして、駐留軍等の再編について御理解をいただき、これの円滑かつ確実な実施に御協力をいただけることを要件とするものでございまして、指定につきましては、これまでの他の市町村の指定の実例も踏まえて検討いたしてまいります。
名護市及び宜野座村におかれましては、駐留軍等再編特措法の規定の趣旨を踏まえ、政府案について御理解と御協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。
政府といたしましても、あらゆるレベルで名護市及び宜野座村と緊密に、誠意を持って協議を行わせていただきたいと思っておる次第でございます。

（町村内閣官房長官）
　高村外務大臣、どうぞ。

（高村外務大臣）
　現在の政府案、Ｖ字案ですが、実行可能性を伴いつつ、生活環境や自然環境に配慮したものであり、さらに地元の名護市、宜野座村からの要請を踏まえ、一昨年５月のロードマップで米側と合意したものであります。
　このように、現在の政府案は、様々な観点から分析した上で、最も適切な形として決定したものであります。今後、環境影響評価の手続を進める中で、客観的なデータを収集し、その結果を沖縄県を始めとした地元に丁寧に説明していくことが重要だと考えます。
　普天間飛行場に係る問題点の解決のためには、何よりも、普天間飛行場の移設を早急に進めていくことが重要であると考えます。
　また、昨年８月１０日に合同委員会で合意され、発表された普天間飛行場の運用に係る報告書は、地元の御要望も踏まえ、現在取りうる最善の措置を政府として最大限努力してまとめたものです。今後とも、知事の意見を受け止め、一日でも早く移設を進めるため、最大限の努力をしてまいりたいと考えます。

（町村内閣官房長官）
　次に、岸田沖縄及び北方対策担当大臣お願いします。

（岸田沖縄及び北方対策担当大臣）
　普天間飛行場の移設・返還については、安全保障・外交の問題、自然環境の問題、住民の生活、観光等産業の問題、実行可能性など様々な課題が関わっており、その解決のためには関係者の意見交換の場を重ね、検討、調整していかなければなりませんが、普天間飛行場の移設を早期に決着させるよう最大限努力することが重要と認識しております。
　今後とも、沖縄担当大臣として、知事を始め、地元の皆様方の意向を丁寧に伺いながら、しっかりと橋渡し役を務めてまいりたいと考えております。以上です。

（町村内閣官房長官）
　それでは、これからアセス手続を進めていく中で、今、この協議会の場で、それぞれ地元からお話のありました件につきまして、主体でありますところの防衛省を始め、よく密接にいろいろな意見交換をしながら、建設計画の問題につきましても協議をしていきたいとこう思っております。沖合へのという話もかねてよりいただいておりますから、こうしたこともしっかりと、私ども念頭に置きまして、できるだけ早い時期に決着が図れますように、最大限の努力をしていきたいと、こう考えているところでございます。つきましては、このアセス調査がスムーズに取り運べますように、関係する方々でよく意思疎通を図り、防衛省の方も真摯に、今、評価をしていただきまし

たが、対応しているようでありますから、更にまた御努力をいただきますように、よろしくお願いをする次第でございます。

なお、次回協議会の開催時期につきましては、今後調整してまいりたいと思っておりますが、年度が替わる前後かなあ、と思ったりもしておりますので、またこの点は改めて御連絡を取らせていただきたいと存じます。

今日は、そういうことで予定の議題は終了いたしましたが、今日の協議会の内容は、後日、首相官邸のホームページで公表いたしますとともに、協議会の概要につきましては、事務方からブリーフィングをさせるこという通例に従いたいと思いますので、よろしくどうぞ、お願いいたします。それではこれをもちまして協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（以　上）